⑹　使用する主要な資機材　ユニット型空気調和機一式、パッケージ型空調機一式、電気式パネルヒーター一式、換気設備機器一式、ヒートポンプ給湯器一式、消火ポンプユニット一式、衛生器具一式、昇降機一式、オイルサービスタンク一式、機械工事設備機器一式

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては中国四国防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年12月13日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から岩国飛行場（H25）中学校新設機械工事に係る特定建設工事共同企業体として、資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から管工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した管工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,100点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、1,000点以上であること。

⑷　単体及び特定建設工事共同企業体の代表者は、平成10年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る空調設備及び給排水設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降に元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上１階建て以上、かつ、延べ面積1,000㎡以上（１棟当たり）の建物新設（全面改修工事を含む。）に係る空調設備及び給排水設備工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

・空調用冷媒配管の施工品質について。

（着目点）

本施設は、全室の空調設備に冷媒ガスを使用したビル用マルチ型空調機を採用しており、膨大な冷媒管の施工において、ガス漏れや放熱を防止することが生徒の安全や空調機能を確保するために重要である。このため、冷媒管や断熱（保温）材の施工品質の向上が求められる。

このような観点から、①有資格技術者等の活用と役割、②冷媒配管の施工品質向上のための施工方法、③冷媒配管の施工品質の管理体制、④冷媒配管の試験における品質向上のための試験方法、⑤冷媒配管の保温工事の施工品質向上のための施工方法について、着目し、各項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである（設計方針、及び建物躯体に大きく影響を及ぼす提案は認めない。）。

【技術提案②】

・資機材等車両搬入における配慮事項について。

（着目点）

本工事は、多量の空調機器、ダクト及び配管等の資機材を使用する大規模な工事であり、同工事区域周辺は、多数の工事現場が存在し、資材運搬等が錯綜する狭隘な工事区域である。このため、建設現場に往来する資機材等車両搬入においては、歩行者や運行車両への安全対策や環境負荷の低減が社会的要請として求められるところである。

このような観点から、資機材の品質管理を行いつつ、資機材を効率且つ安全に搬入し、環境負荷を軽減するための、①資機材等搬入車両の運搬計画、②資機材等搬入車両の運行管理体制、③安全管理、④環境負荷の低減、⑤問題発生時の対応について、着目し、各項目（①～⑤）毎に１提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所